

入港料、港湾施設使用料及び利用料金（最近改正 平成24年4月1日）

※ 印については別途消費税がかかります。

I 入港料

区分	基準	料金
700G/T 以上の外航船	入港1回につき1G/T ごとに	2.70 円
700G/T 以上の内航船	入港1回につき1G/T ごとに	1.35 円

II 使用料

①岸壁

区分	基準	料金	
一般船舶	係留 12 時間まで1G/T ごとに	10.05 円	優先使用は基本料金の50%加算
	係留 12 時間を超えるときは超過時間 12 時間までごとに 1G/T ごとに	6.70 円	
内航定期客船	係留 12 時間までごとに 1G/T ごとに	6.70 円	
はしけ	積揚貨物1tまでごとに	13.40 円	—
引き船	1月1隻ごとに	72,000 円	市長が定める岸壁に係留するものに限る

東京湾内の旅客船…1日に2回以上、同一ふ頭内の岸壁を使用する場合、合計時間を1回の係留時間とする。

②小型船係留施設

区分	基準	料金
小型油槽船係留施設	係留 24 時間までごとに 1G/T ごとに	3 円
引き船係留施設	1月1隻ごとに(岸壁使用料を徴収した引き船を除く)	72,000 円

③上屋(※)

区分	基準	基本料金	滞貨料（搬入日から61日以降1日1tまでごとに加算）
鉄鋼上屋、コンテナ上屋	1日1㎡までごとに	52 円	30 円
	1月1㎡までごとに	1,503 円	—
バナナ上屋	1月1㎡までごとに	750 円	—
青果上屋		1,350 円	—
航空貨物ターミナル		1,800 円	—
その他の上屋	1日1㎡までごとに	38 円	30 円
	1月1㎡までごとに	1,098 円	—

④ふ頭用地

区分	基準	料金	
本牧ふ頭地区	コンテナターミナル用地(当該コンテナターミナル用地で1年間 50 万 TEU 未満の取扱の場合)	1月1㎡までごとに	430 円
	コンテナターミナル用地(同 50 万 TEU 以上の取扱がある場合)	1月につき37,500,000 円の基本料金に別表1*の加算額を加えた額	
	在来貨物ターミナル用地	1月1㎡までごとに	430 円
	舗装地(コンテナターミナル用地、在来貨物ターミナル用地を除く。)		330 円
	未舗装地		280 円
コンテナターミナル用地	430 円		
大黒ふ頭地区	在来貨物ターミナル用地	430 円	
	舗装地(コンテナターミナル用地、在来貨物ターミナル用地を除く。)	330 円	
	未舗装地	280 円	
	舗装地	330 円	
南本牧ふ頭地区	未舗装地	280 円	
	在来貨物ターミナル用地	430 円	
山下ふ頭地区	その他	170 円	
	—	170 円	
大さん橋ふ頭地区	—	150 円	
その他の地区	—	150 円	

*別表1 50 万 TEU を超えるコンテナの個数につき次の表に基づき算定した額を加算する。

20 フィートコンテナ換算個数	コンテナ1個当たりの使用料
500,001 個以上 550,000 個以下のもの	550 円
550,001 個以上 600,000 個以下のもの	500 円
600,001 個以上 650,000 個以下のもの	450 円
650,001 個以上 700,000 個以下のもの	400 円
700,001 個以上 750,000 個以下のもの	350 円
750,001 個以上 800,000 個以下のもの	300 円
800,001 個以上 850,000 個以下のもの	250 円
850,001 個以上 900,000 個以下のもの	200 円
900,001 個以上 950,000 個以下のもの	150 円
950,001 個以上 1,000,000 個以下のもの	100 円
1,000,001 個以上のもの	50 円

⑤荷さばき地

区分		基準	料金	滞貨料
荷さばき地	金沢木材ふ頭	1日1㎡まで ごとに	6 円	—
	その他		14 円	(搬入日から 31 日以後1日1tまでごとに加算) 10 円
冷凍コンテナ用荷さばき地		1日1㎡まで ごとに	73 円	(搬入日から 31 日以後1日1tまでごとに加算) 10 円

⑥物揚場

区分	基準	料金
一般船舶	係留時間が2時間を超えないときは 1G/T ごとに	11.15 円
	係留時間が2時間を超えるとき 係留時間 24 時間までごとに 1G/T ごとに	13.40 円
はしけ	積揚貨物1tまでごとに	13.40 円

⑦荷役機械

区分		基準	料金
固定式電動起重機※		1台1時間までごとに	14,000 円
		(本市職員が運転する場合の加算額 執務時間内は1時間までごとに 6,000 円、執務時間外は加算額 5 割増、深夜は加算額 10 割増)	
ガントリー クレーン	専用使用	レール面上揚程 30mを超えるもの 1台1月につき	7,500,000 円
		レール面上揚程 30m以下のもの 1台1月につき	5,830,000 円
	定期使用及び 一般使用	レール面上揚程 30mを超えるもの 1台 30 分までごとに	46,500 円
		レール面上揚程 30m以下のもの 1台 30 分までごとに	44,500 円
水平走行式引込起重機※		1台 30 分までごとに	35,500 円

⑧事務所

区分		基準	料金
総合事務所	大黒ふ頭管理センター事務所	1月1㎡までごとに	1,200 円
	その他の総合事務所		900 円
上屋事務所※	航空貨物ターミナル事務所		1,000 円
	その他の上屋事務所		800 円
その他の事務所			

⑨港湾関係厚生施設

区分		基準	料金
港湾厚生センター	横浜市港湾労働会館	1月1㎡までごとに	240 円
	その他の港湾厚生センター		180 円
港湾労働者単身者用共同住宅		1人月額	2,300 円

⑩自走式渡船橋使用料

区分	基準	料金
自走式渡船橋	1台 12 時間までごとに	16,250 円

⑪旅客施設使用料

区分	基準	料金
事務室又は店舗(自動販売機設置場所を含む)	1月1㎡までごとに	2,000 円

⑫駐車施設使用料

区分		基準	料金	
駐車場	新港ふ頭	自動車	1時間	500 円
			超過時間 30 分までごとに	250 円加算
			回数乗車券(500 円券)	100 枚 2 割引
				250 枚 3 割引
500 枚 4 割引				

⑬港湾環境整備施設使用料

区分	基準	料金
運動広場使用料	1回1時間までごとに	1,300 円
テニスコート使用料	1面1時間までごとに	1,100 円
店舗使用料	1月1㎡までごとに	3,160 円

⑭港湾施設(旅客施設を除く)の目的外使用料

区分		基準	料金
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、郵便 差出箱、広告 塔その他これ らに類する工 作物を設ける 場合	第一種電柱(3条以下の電線を支持するもの)	1本につき1年	2,500 円
	第二種電柱(4条又は5条の電線を支持するもの)		3,800 円
	第三種電柱(6条以上の電線を支持するもの)		5,200 円
	第一種電話柱(3条以下の電線を支持するもの)		2,200 円
	第二種電話柱(4条又は5条の電線を支持するもの)		3,600 円
	第三種電話柱(6条以上の電線を支持するもの)		4,900 円
	その他の柱類		220 円
	共架電線その他上空に設ける線類	1年1mまでごとに	22 円
	地下電線その他地下に設ける線類		13 円
	地上に設ける変圧器等の工作物	1個につき1年	2,200 円
	地下に設ける変圧器等の工作物	1年1㎡までごとに	1,300 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所を設ける場合	1個につき1年	4,500 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,900 円
	広告塔	1年1㎡までごとに	10,600 円
その他のもの	4,500 円		
地下埋設物 を設ける場合	埋設管	外径が 0.07m 未満のもの	94 円
		外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの	130 円
		外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの	200 円
		外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの	270 円
		外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの	400 円
		外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの	540 円
		外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの	940 円
		外径が 0.7m 以上 1m 未満のもの	1,300 円
	外径が 1m 以上のもの	2,700 円	
	その他の工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南本牧ふ頭地区	1月1㎡までごとに
その他の地区		150 円	

区分		基準	料金	
上空工作物を設ける場合	標識	1本につき1年	3,600 円	
	旗ざお	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	110 円
		その他のもの	1本につき1月	1,100 円
	幕	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1日1㎡までごとに	110 円
		その他のもの	1月1㎡までごとに	1,100 円
	アーチ	1基につき1月	5,300 円	
	その他の上空工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南本牧ふ頭地区	1月1㎡までごとに	160 円
その他の地区		150 円		
つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物を設ける場合		1年1㎡までごとに	3,900 円	
自動販売機を設ける場合		1月1㎡までごとに	1,000 円	
催事、集会その他これらに類する行事に際し、露店、商品置場その他これらに類する施設を一時的に設ける場合		1日1㎡までごとに	110 円	
工事用施設その他これに類する施設を設ける場合		1月1㎡までごとに	1,100 円	
回転翼航空機の場外離着陸場として使用する場合	着陸料	最大離陸重量が1トン以下のもの	1,000 円	
		最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のもの	1機1回につき 2,000 円	
		最大離陸重量が6トンを超えるもの	2,000 円に6トンを超える重量について1トンまでごとに 1,000 円を加算した額	
	停留料(着陸から離陸までの時間が1時間を超えるとき)	1機につき1時間までごとに	500 円	

⑮港湾施設における行為に係る使用料

区分		基準		料金
業として広告写真の撮影等の行為をする場合		1日につき		30,000 円
業として映画の撮影等の行為をする場合				60,000 円
催事、集会等の行事を行う場合	入場料等を徴収する場合	西区みなとみらい一丁目・二丁目、中区海岸通、新港一丁目・二丁目の緑地	1日1㎡までごとに	60 円
		その他の地区		20 円
	入場料等を徴収しない場合	西区みなとみらい一丁目・二丁目、中区海岸通、新港一丁目・二丁目の緑地		15 円
		その他の地区		10 円

Ⅲ 利用料金

①みなとみらいさん橋・八景島さん橋・八景島西浜さん橋

区分	基準	料金
プレジャーボート	1隻1回につき	4,000 円以内
その他の船舶	1日につき係留 12 時間まで 1G/T ごとに	10.05 円以内
	係留時間が 12 時間を超えるときは超過時間 12 時間までごとに 1G/T ごとに	6.70 円以内

②旅客施設

区分		基準	料金		
大さん橋国際 客船ターミナル	第1ホール・第2ホールを会合や催事に利用する場合		別表2**に定める額以内		
	出入国口 ビー・クル ーズデッキ	催事・物品販売に利用する場合	1日1㎡まで ごとに	250 円以内	
		業として広告写真の撮影等の行為をする場合	1日につき	30,000 円以内	
		業として映画の撮影等の行為をする場合		60,000 円以内	
	屋上広場	会合・催事に利 用する場合	入場料等を徴収する場合	1日1㎡まで ごとに	60 円以内
			入場料等を徴収しない場合		15 円以内
		業として広告写真の撮影等の行為をする場合		1日につき	30,000 円以内
		業として映画の撮影等の行為をする場合			60,000 円以内
発券所		1日1区画 につき	1,000 円以内		
事務室または店舗(自動販売機設置場所を含む。)		1月1㎡まで ごとに	3,000 円以内		
みなとみらいさ ん橋付属旅客 施設・八景島客 船ターミナル	事務室または店舗(自動販売機設置場所を含む。)		1月1㎡まで ごとに	2,000 円以内	

**別表2

種別	基準	ホール1室(全面)の料金		
		平日	日曜日・土曜日・休日	
第1ホール 第2ホール	一般利用	全日	400,000 円	500,000 円
	市民利用	全日	40,000 円	50,000 円
		1時間につき(昼間の利用)	3,000 円	3,750 円
		夜間	20,000 円	25,000 円

③駐車施設

区分	基準		料金
大さん橋駐車場	バス		1時間までごとに 1,000 円以内
	自動車	旅客船の旅客の利用	3時間まで 500 円以内
			3時間を超え 24 時間まで 1,250 円以内
			24 時間を超えるとき 24 時間までごとに 加算額 1,250 円以内
	その他の利用	1時間までごとに 500 円以内	
自動二輪車		1日 240 円以内	
臨港パーク駐車場	1時間までごとに		500 円以内
横浜港シンボルタワー駐車場	バス		1日 500 円以内
	自動車	3時間まで 250 円以内	
		3時間を超え5時間まで 350 円以内	
		5時間を超えるとき 500 円以内	
自動二輪車		1日 70 円以内	

④日本丸メモリアルパーク

区分	基準		料金
展示施設	常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室		1人1回につき 大人 600 円以内 小人 300 円以内
	資料閲覧室のみ		
	保管資料等について、学術研究等のため、撮影、模写等をする場合		1日1点につき 2,000 円以内
	特別展示室を催事等に利用する場合	入場料等を徴収する場合	1日 42,000 円以内
入場料等を徴収しない場合		10,500 円以内	
研修施設	第1会議室		1時間までごとに 昼間 2,000 円以内 夜間 2,400 円以内
	第2会議室		
	小会議室		
	第3会議室		
			昼間 1,500 円以内 夜間 1,800 円以内

⑤緑地(国際交流ゾーン・臨港パーク・日本丸メモリアルパーク・横浜港シンボルタワー・八景島緑地に限る。)

区分		基準		料金
業として広告写真の撮影等の行為をする場合		1日につき		30,000 円以内
業として映画の撮影等の行為をする場合				60,000 円以内
催事、集会等の 行事を行う場合	入場料等を徴収する場合	国際交流ゾーン・臨港 パーク・日本丸メモリア ルパーク・八景島緑地	1日1㎡ま でごとに	60 円以内
		横浜港シンボルタワー		20 円以内
	入場料等を徴収しない場合	国際交流ゾーン・臨港 パーク・日本丸メモリア ルパーク・八景島緑地		15 円以内
		横浜港シンボルタワー		10 円以内